

神労発基 0417 第 2 号
令和 5 年 4 月 17 日

関係団体の長 殿
登録教習機関の長 殿

神奈川労働局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行等について
(金属アーク溶接等限定技能講習新設関連)

日ごろから、登録教習機関としての適正な運営につきまして、御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和 5 年厚生労働省令第 66 号。以下「改正省令」という。)及び化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示(令和 5 年厚生労働省告示第 168 号。以下「改正告示」という。)については、令和 5 年 4 月 3 日に公布及び告示され、一部の事項を除き、令和 6 年 1 月 1 日から施行及び適用することとされたところです。

今般、別添のとおり、令和 5 年 4 月 3 日付け基発 0403 第 6 号をもって厚生労働省労働基準局長から通知があり、その改正の趣旨、内容等について示されましたので、当該講習の周知、又は実施に特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

基 発 0403 第 6 号

令和 5 年 4 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行等について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 66 号。以下「改正省令」という。）及び化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示（令和 5 年厚生労働省告示第 168 号。以下「改正告示」という。）については、令和 5 年 4 月 3 日に公布及び告示され、一部の事項を除き、令和 6 年 1 月 1 日から施行及び適用することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨及び概要等

1 改正の趣旨

金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）に係る作業主任者については、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 27 条において、事業者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「特化物技能講習」という。）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないとされている。

今般、特化物技能講習の受講者の多くが金属アーク溶接等作業のみに従事する者となっていること等を踏まえ、特化物技能講習の講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習（以下「金属アーク溶接等限定技能講習」という。）を新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとするため、特化則等につい

て所要の改正を行ったものである。

2 改正省令の概要

(1) 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）の一部改正

作業主任者の選任に関する作業の区分、資格を有する者及び名称について、金属アーク溶接等作業主任者に係るものを追加したものであること（安衛則別表第 1 関係）。

(2) 特化則の一部改正

ア 金属アーク溶接等作業については、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとしたものであること（特化則第 27 条第 2 項関係）。

イ 金属アーク溶接等作業主任者の新設に伴い、当該作業主任者の職務を新たに規定したものであること（特化則第 28 条の 2 関係）。

ウ 金属アーク溶接等限定技能講習に係る学科講習の科目等は特化物技能講習のものを準用することとしたものであること（特化則第 51 条第 4 項関係）。

(3) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号。以下「登録省令」という。）の一部改正

登録省令で定める登録教習機関の区分に金属アーク溶接等限定技能講習を追加することとしたものであること（登録省令第 20 条第 15 号の 2 関係）。

3 改正告示の概要

金属アーク溶接等限定技能講習に係る科目の範囲、講習時間等を規定したものであること。

4 施行期日等

(1) 改正省令及び改正告示は、（改正省令の附則の一部規定を除き）令和 6 年 1 月 1 日から施行及び適用することとしたこと。

(2) 登録教習機関の登録に関する所要の経過措置を設けること。

第 2 細部事項

1 特化則の一部改正関係

今回の改正は、事業者に対し、金属アーク溶接等作業を行う場合は、今回新設された金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから金属ア

ーク溶接等作業主任者を選任することを可能とするものであり、当然、事業者は、従前どおり、金属アーク溶接等作業を行う場合において特化物技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しても差し支えないこと。

2 化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部改正関係

金属アーク溶接等限定技能講習に係る学科講習の時間数については、特化物技能講習の講習科目の範囲との違いを踏まえ定めたものであること。
また、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者が特化物技能講習を受講する場合において、特化物技能講習に係る講習科目の省略や講習時間の短縮は認められないこと。

3 関係通達の改正

平成 16 年 2 月 17 日付け基発第 0217003 号通達の一部を次のように改正する。

別添（技能講習修了証明書の様式）を次のように改める。

別添

技能講習修了証明書の様式

(表面)

労働安全衛生法による技能講習修了証明書																							
修了証明書番号																							
氏名																							
生年月日		年		月		日																	
発行日		年		月		日																	
有無																							
講習の種類	整地	基礎	解体	不整	高所	フォ	ショ	玉掛	床ク	小ク	ガス	コ破	地山	土止	す掘	す覆	型枠	足場	鉄骨	コ解	鋼橋	コ橋	
	掘石	木建	はい	船内	ボ取	ボ取	普圧	化圧	木材	ブレ	乾燥	酸欠	酸欠	特化	鉛	四鉛	有機	地土	特四	石綿	ア溶		
有無																							

写真

指定機関名 印

(裏面)

種類	技能講習を実施した機関の名称	修了証番号	修了年月日

(注1) 大きさは、縦55ミリメートル程度、横86ミリメートル程度とする。

(注2) 「講習の種類」欄の略称は、それぞれ次の技能講習を表わす。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| 整地：車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 | 基礎：車両系建設機械(基礎工事用)運転 |
| 解体：車両系建設機械(解体用)運転 | 不整：不整地運搬車運転 |
| 高所：高所作業車運転 | フォ：フォークリフト運転 |
| ショ：ショベルローダー等運転 | 玉掛：玉掛け |
| 床ク：床上操作式クレーン運転 | 小ク：小型移動式クレーン運転 |
| ガス：ガス溶接 | コ破：コンクリート破砕器作業主任者 |
| 地山：地山の掘削作業主任者 | 土止：土止め支保工作業主任者 |
| す掘：すい道等の掘削等作業主任者 | す覆：すい道等の覆工作業主任者 |
| 型枠：型枠支保工の組立て等作業主任者 | 足場：足場の組立て等作業主任者 |
| 鉄骨：建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 | コ解：コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 |
| 鋼橋：鋼橋架設等作業主任者 | コ橋：コンクリート橋架設等作業主任者 |
| 掘石：掘石のための掘削作業主任者 | 木建：木造建築物の組立て等作業主任者 |
| はい：はい作業主任者 | 船内：船内荷役作業主任者 |
| ボ取：ボイラー取扱 | ボ図：ボイラー図付け工事作業主任者 |
| 普圧：普通第一種圧力容器取扱作業主任者 | 化圧：化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者 |
| 木材：木材加工用機械作業主任者 | ブレ：プレス機械作業主任者 |
| 乾燥：乾燥設備作業主任者 | 酸欠：酸素欠乏危険作業主任者 |
| 酸欠：酸素欠乏・酸化水素危険作業主任者 | 特化：特定化学物質等作業主任者 |
| 鉛：鉛作業主任者 | 四鉛：四アルキル鉛等作業主任者 |
| 有機：有機溶剤作業主任者 | 地土：地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 |
| 特四：特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 | 石綿：石綿作業主任者 |
| ア溶：金属アーク溶接等作業主任者限定 | |

○厚生労働省告示百六十八号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第五十一条第四項において読み替えて準用する同条第三項の規定に基づき、化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年四月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示

（化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部改正）

第一条 化学物質関係作業主任者技能講習規程（平成六年労働省告示第六十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

(講習科目の範囲及び時間)

第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目

範

囲

講習時間

(略)

(略)

特定化学
物質及び
四アルキ
ル鉛等作
業主任者
技能講習
(金属ア
ーク溶接
等作業主
任者限定
技能講習
(特定化
学物質障
害予防規
則(昭和
四十七年
労働省令
第三十九
号)第二
十七条第

金属アー
ク溶接等
作業主任
者限定技
能講習

(講習科目の範囲及び時間)

第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目

範

囲

講習時間

(略)

(略)

特定化学
物質及び
四アルキ
ル鉛等作
業主任者
技能講習

(新設)

作業環境の改善方法に関する知識	健康障害及びその予防措置に関する知識	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	二項に規定する金 属アーク 溶接等作 業主任者 限定技能 講習をい う。以下 同じ。を 除く。
溶接ヒュームの性質、金属質、溶接等作業	溶接ヒュームによる健康障害の病理、症状、予防方法及び応急措置	
四時間（鉛作業主任者技能講習にあっては三時間）	四時間（鉛作業主任者技能講習にあっては三時間、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習にあっては一時間）	

作業環境の改善方法に関する知識	健康障害及びその予防措置に関する知識	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(新設)	(新設)	
四時間（鉛作業主任者技能講習にあっては三時間）	四時間（鉛作業主任者技能講習にあっては三時間）	

保護具に 関する知 識	
(略)	
(略)	
(略)	
金属アーク溶接等 作業に係 る保護具	(金属を アーク溶 接する作 業、アー クを用い て金属を 溶断し、 又はガウ ジングす る作業そ の他の溶 接ヒュー ムを製造 し、又は 取り扱う 作業をい う。以下 同じ。) に係る器 具その他 の設備の 管理、作 業環境の 評価及び 改善の方 法
(略)	時間、金 属アーク 溶接等作 業主任者 限定技能 講習にあ つては二 時間)

保護具に 関する知 識	
(略)	
(略)	
(略)	
(新設)	
(略)	時間)

2		
(略)	関係法令	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	労働安全 衛生法、 労働安全 衛生法施 行令及び 労働安全 衛生規則 中の関係 条項、特 定化学物 質障害予 防規則	の種類、 性能、使 用方法及 び管理
	二時間（ 鉛作業主 任者技能 講習にあ っては三 時間、金 属アーク 溶接等作 業主任者 限定技能 講習にあ っては二 時間）	

2		
(略)	関係法令	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(新設)	
	二時間（ 鉛作業主 任者技能 講習にあ っては三 時間）	

(金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部改正)

第二条 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等(令和二年厚生労働省告示第二百八十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(溶接ヒュームの濃度の測定)

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第三十八条の二十一第二項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一 試料空氣の採取は、特化則第二十七条第二項に規定する金属アーク溶接等作業（次号及び第三号において「金属アーク溶接等作業」という。）に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空氣中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二 四 (略)

改正前

(溶接ヒュームの濃度の測定)

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第三十八条の二十一第二項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一 試料空氣の採取は、特化則第三十八条の二十一第一項に規定する金属アーク溶接等作業（次号及び第三号において「金属アーク溶接等作業」という。）に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空氣中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二 四 (略)

附 則

この告示は、令和六年一月一日から適用する。

○厚生労働省令第六十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第七十六条第三項、第七十七条第一項及び第百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

別表第一(第十六条、第十七条関係)

作業の区分	資格を有する者	名称
(略)	(略)	(略)
令第六条第十八号の作業のうち、次の二項に掲げる作業以外の作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(講習科目を次項の金属アーク溶接等作業に係るものに限定したもの)以下「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。)を除く。 令第六条第二十号の作業の項において同じ。)を修了した者	特定化学物質作業主任者
令第六条第十八号の作業のうち、金属をアーク溶接する作業、アーク溶いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(金属アーク溶接等作業主任者限定	金属アーク溶接等作業主任者

改正前

別表第一(第十六条、第十七条関係)

作業の区分	資格を有する者	名称
(略)	(略)	(略)
令第六条第十八号の作業のうち、次の項に掲げる作業以外の作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	特定化学物質作業主任者
(新設)	(新設)	(新設)

備考 (略)	(略)	他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下この項において「金属アーク溶接等作業」という。）
	(略)	技能講習を含む。
	(略)	

備考 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	

(四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正)

第二条 四アルキル鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(四アルキル鉛等作業主任者の選任) 第十四条 事業者は、令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第二十七条第二項に規定する金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除く。第二十七条において同じ。)を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければならない。 第二十七条 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の科目その他必要な事項については、特定化学物質障害予防規則の定めるところによる。	(四アルキル鉛等作業主任者の選任) 第十四条 事業者は、令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければならない。 第二十七条 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の科目その他必要な事項については、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の定めるところによる。

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第三条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

(特定化学物質作業主任者の選任)

第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(次項に規定する金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除く。第五十一条第一項及び第三項において同じ。)(特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。

2| 事業者は、前項の規定にかかわらず、令第六条第十八号の作業のうち、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業(以下「金属アーク溶接等作業」という。)については、講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(第五十一条第四項において「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。)を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができる。

3| (略)

(金属アーク溶接等作業主任者の職務)

第二十八条の二 事業者は、金属アーク溶接等作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一 作業に従事する労働者が溶接ヒュームにより汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

二 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。

三 保護具の使用状況を監視すること。

改正前

(特定化学物質作業主任者の選任)

第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。

(新設)

2| (略)

(新設)

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限り、次条において同じ。）には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 四 (略)

五 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならぬ旨

イ (略)

ロ 金属アーク溶接等作業を行う作業場

ハ 削る (略)

ト (略)

(金属アーク溶接等作業に係る措置)

第三十八条の二十一 事業者は、金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュー

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限り、次条において同じ。）には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 四 (略)

五 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならぬ旨

イ (略)

(新設)

ロ ホ (略)

第三十八条の二十一 第一項に規定する金属アーク溶接等作業を行う作業場

ト (略)

(金属アーク溶接等作業に係る措置)

第三十八条の二十一 事業者は、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接

ムを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーク溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しない。

2
12 (略)

第五十一条 (略)

2
3 (略)

4 前三項の規定は、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習について準用する。この場合において、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」とあるのは「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」と、「特定化学物質及び四アルキル鉛に係る」とあるのは「溶接ヒュームに係る」と読み替えるものとする。

ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下この条において「金属アーク溶接等作業」という。）を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーク溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しない。

2
12 (略)

第五十一条 (略)

2
3 (略)

(新設)

(労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正)

第四条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(登録の区分) 第二十条 法第七十七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。 一〇十四 (略) 十五 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(次号に掲げるものを除く。) 十五の二 講習科目を令第六条第十八号の作業のうち、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 十六〇二十六 (略)	(登録の区分) 第二十条 法第七十七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。 一〇十四 (略) 十五 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 (新設) 十六〇二十六 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(登録教習機関に関する経過措置)
- 2 第四条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(以下「新登録省令」という。)第二十条第十五号の二に掲げる区分について、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十四条の登録(次項において単に「登録」という。)を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、その申請を行うことができる。同法第七十七条第三項において準用する同法第四十八条第一項の規定による業務規程の届出についても同様とする。
- 3 この省令の施行の日前において第四条の規定による改正前の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(以下「旧登録省令」という。)第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として登録を受けている者は、この省令の施行の日において新登録省令第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として登録を受けた者とみなす。この場合において、当該登録を受けた者とみなされる者に

係る当該登録の有効期間は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第二十三条の二の規定にかかわらず、この省令の施行の日における旧登録省令第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として受けた登録の残存期間と同一の期間とする。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案等の概要 (金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習関係)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（案）等の概要

改正の趣旨

- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第14条において、事業者は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第6条に掲げる作業については、技能講習を修了した者のうちから、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮等を行わせることを義務付けている。
- ・ 令和2年の特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）改正により、溶接ヒュームが特定化学物質に追加されたため、令和3年4月1日からは溶接ヒュームを含む特定化学物質に係る作業主任者については特化則第27条において、事業者は、令第6条第18号の作業について、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「特化物技能講習」という。）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないとされている。
- ・ しかし、現在、当該講習の受講者の多くが、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）のみに従事する者となっている。これらの者は、溶接ヒュームしか取り扱わないにもかかわらず、特化物技能講習においては溶接ヒューム以外の特定化学物質及び四アルキル鉛に係る全ての科目を受講する必要がある等、受講者の負担が大きく、金属アーク溶接等作業に限定した講習の新設が強く要望されているところである。
- ・ このため、特化物技能講習の講習科目のうち、金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習（以下「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。）を新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、当該講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができるとし、特化則等について所要の改正を行う。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（案）等の概要

省令事項

（１）労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部改正

作業主任者の選任に関し、作業の区分、資格及び名称について掲げている別表第1に金属アーク溶接等作業主任者に係るものを追加することとする。

（２）特化則の一部改正

① 金属アーク溶接等作業については、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとする。

② 金属アーク溶接等作業主任者の新設に伴い、当該作業主任者の職務を新たに規定する。

③ 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に関する学科講習の科目等は特化物技能講習のものを準用することとする。

（３）労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。）の一部改正

登録省令で定める登録教習機関の区分に「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を追加することとする。

（４）登録教習機関に関する経過措置

追加した「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」の区分の登録を新たに受けようとする者は、省令の施行の日前においても、その申請をすることができることとする。

公布日等

公布日：令和5年3月下旬（予定）

施行日：令和6年1月1日（経過措置については公布の日）

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（案）等の概要（報告事項）

告示事項

化学物質関係作業主任者技能講習規程（平成6年労働省告示第65号）の一部改正

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に関する学科講習の科目の範囲、講習時間等を規定する。

講習科目	範囲	講習時間
健康障害及びその予防措置に関する知識	溶接ヒュームによる健康障害の病理、症状、予防方法及び応急措置	1 時間
作業環境の改善方法に関する知識	溶接ヒュームの性質 金属アーク溶接等作業に係る器具その他の設備の管理 作業環境の評価及び改善の方法	2 時間
保護具に関する知識	金属アーク溶接等作業に係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	2 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項 特化則	1 時間

告示日等

告示日：令和5年3月下旬（予定）

適用日：令和6年1月1日